

モバイル分野の競争の更なる促進に関する取組

総務副大臣

松下新平

平成27年12月10日

本年度の成長戦略を踏まえた取組

「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT 社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

v) 未来社会を支える情報通信環境整備

② モバイル分野の競争促進・利用環境整備

モバイル分野における競争促進・利用環境整備に向けて、携帯電話の期間拘束・自動更新付契約に関して、**主要携帯電
話事業者による契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の延長や、更新月のプッシュ型通知の本年中の実現**を推進する。さ
らに、こうした取組の推進と併せて、**期間拘束・自動更新付契約の在り方についても検討を行い、本年中に結論**を得る。

また、**携帯電話番号ポータビリティを利用したMVNOへの乗換手続の迅速化を本年度中に実現**することによって、利用者が即
時にMVNOサービスを利用できる環境を整備する。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた訪日外国人向けSIMカード販売や、IoT時代の
M2Mサービスなど、多様で廉価で豊かなサービス提供を通じて利用者利便の向上に資するため、**MVNOによる加入者管理機
能の保有・運用を含めたモバイルネットワークの機能の開放について**、主要先進諸国におけるMVNOに関する制度・運用状況を参
考にしつつ、**事業者間協議を促し、検討を進める。**

① モバイルネットワーク の機能開放

- ◆携帯電話網の接続ルールの充実を図るため、改正電気通信事業法に基づく省令案をパブリックコメント中(本年11月～)
- ◆総務省において、加入者管理連携機能を「開放を促進すべき機能」に位置付けるガイドラインの改正案をパブリックコメント中(本年11月～)

② MNPを利用した MVNOへの乗換手続の 迅速化

- ◆準備の整ったMVNOから順次開始(本年9月～)
- ◆総務省において、迅速化に係る機能がMVNOに適切に提供されるようガイドラインの改正案をパブリックコメント中(本年11月～)

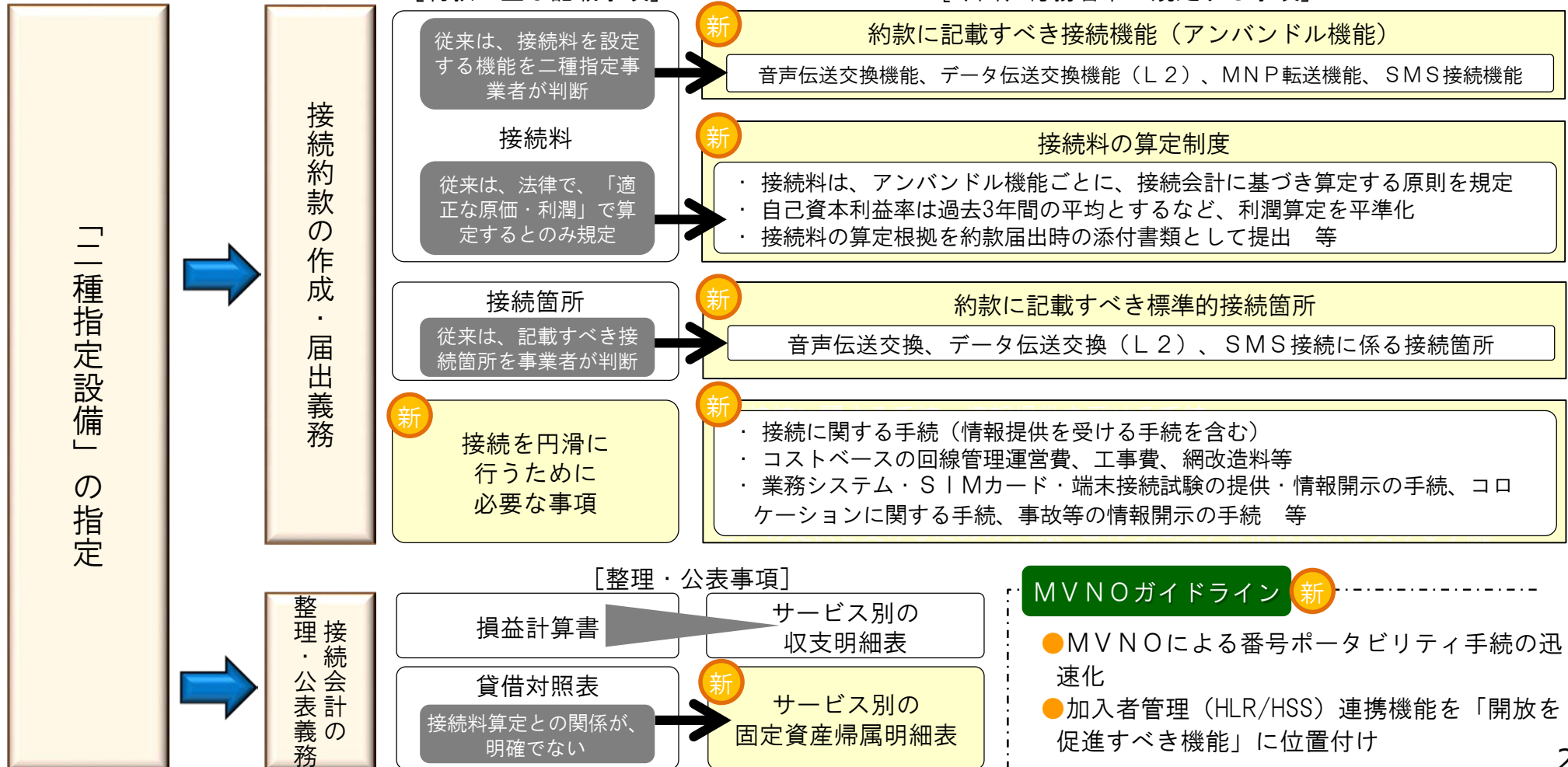
③ 携帯電話の期間拘束・ 自動更新付契約の在り 方の検討等

- ◆主要携帯事業者が更新月のプッシュ型通知を開始(本年6月～7月)
プッシュ型通知を義務付けるため、省令案をパブリックコメント中(本年11月～)
- ◆期間拘束・自動更新付契約の在り方について、総務省の研究会の結論として、「方向性」を公表(本年7月)

改正電気通信事業法による携帯電話網の接続ルールの充実

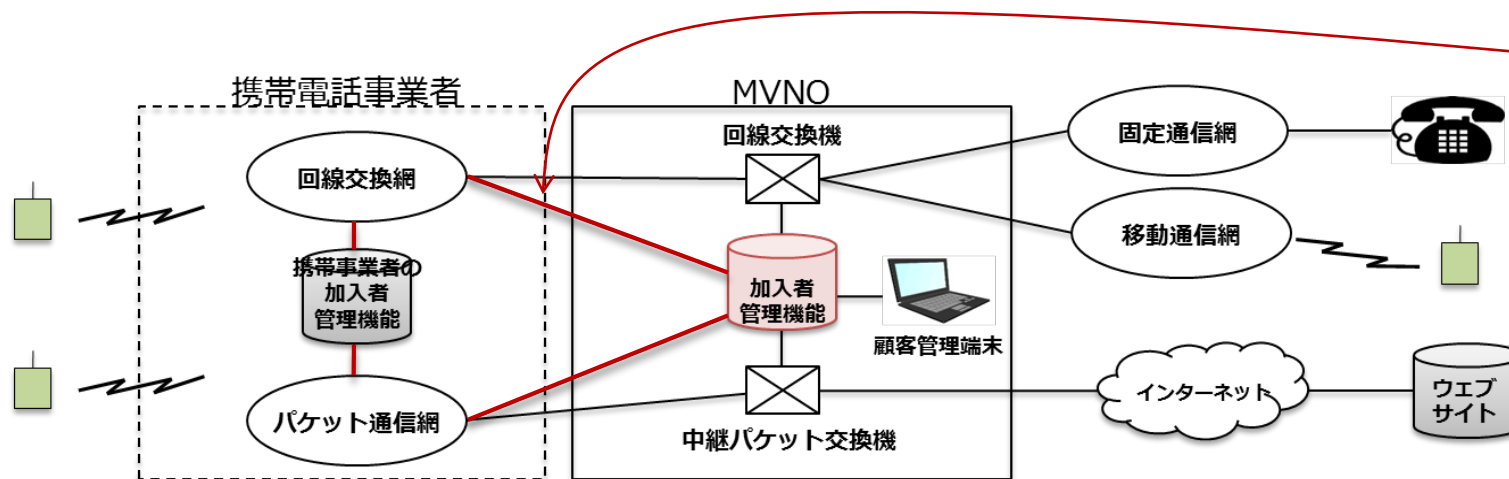
- MVNOに係る事業者間協議の迅速化及び接続料算定方法の透明化のため、これまで二種指定事業者※がガイドラインに基づき判断していた、接続料を設定する機能（約款に記載するアンバンドル機能）、接続料の算定方法、接続関連の手続・費用等について、省令で規定できるよう、電気通信事業法を改正（本年5月）。本年11月から、省令案をパブリックコメント中。

※ 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク



①モバイルネットワークの機能開放(加入者管理機能)

- 加入者管理機能とは、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といった顧客情報を管理するデータベース。
- 加入者管理機能は、ネットワークを制御する根幹の機能であることから、その保有・運用においては、MVNOが携帯電話事業者との間で、技術的、経済的な観点から十分に協議することが必要。
- 現在、一部の要望するMVNOと携帯電話事業者との間で、MVNOが加入者管理機能を保有することについての技術的可能性や経済的負担等を整理すべく、協議が進捗しているところ。
- 総務省においては、事業者間協議の更なる促進を図るため、MVNOが加入者管理機能を保有するための加入者管理連携機能を「開放を促進すべき機能」に位置付けるガイドラインの改正案を本年11月からパブリックコメント中。



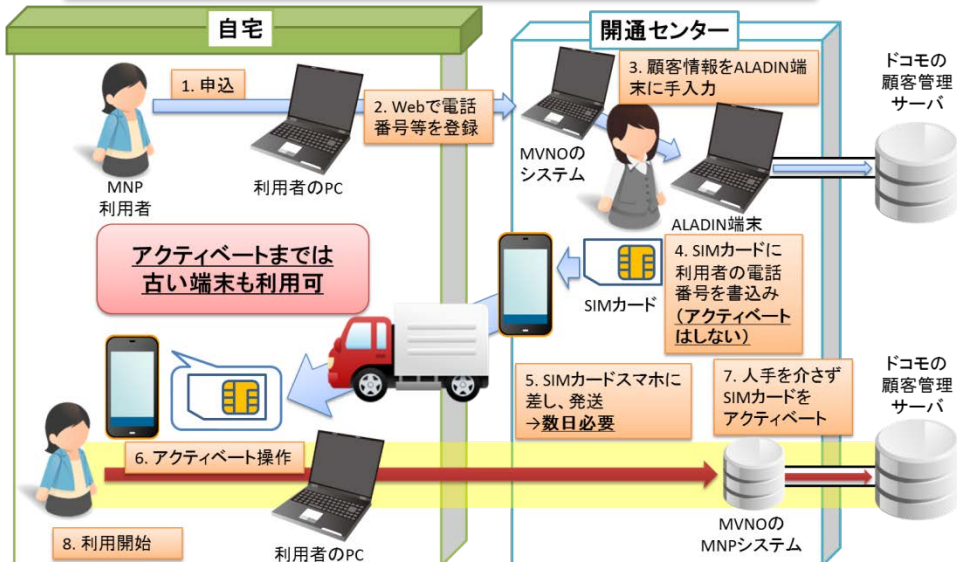
■加入者管理連携機能
携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といった顧客情報を管理するデータベースを連携する機能。
これにより、MVNOが独自にSIMを発行したり、音声サービスに係るコストを低廉化することが可能。

②MNPを利用したMVNOへの乗換手続の迅速化

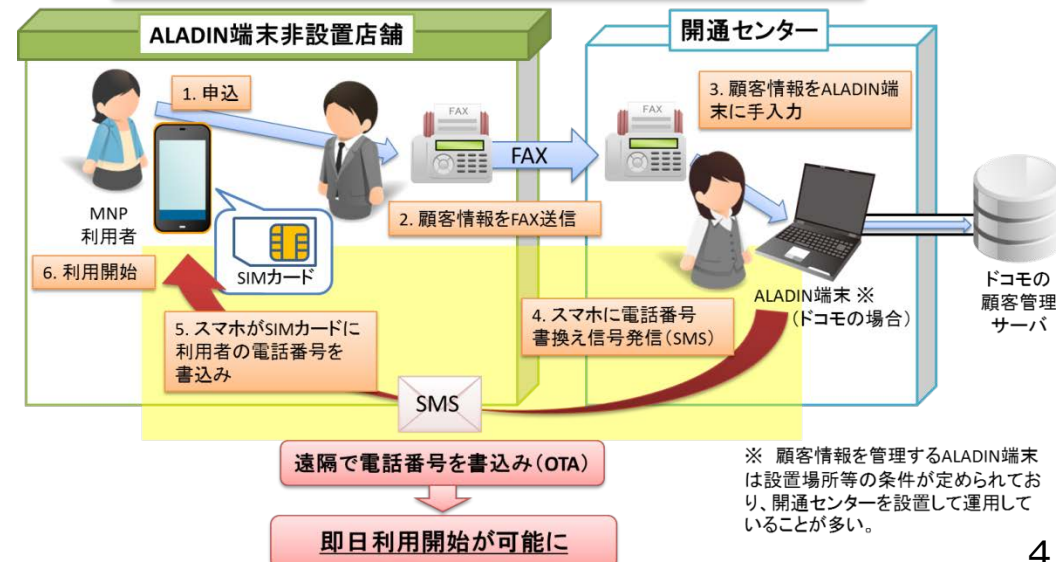
- MNOからMVNOへ電話番号を変更せずに通信契約を乗り換えるための手続（MNP手続）について、申込みから利用開始まで数日間の手続期間が生じていた。
 - ⇒事業者間協議を促進した結果、以下の機能についてMNOからMVNOへの提供が開始され、本年9月までに、準備の整ったMVNOから、即時にMVNOサービスを利用できる環境が整った。
 - ①WEB申込みの場合、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組み
 - ②店舗申込みの場合、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、利用者の端末に対し遠隔でSIMを書き換える仕組み
- 総務省においては、今後もMVNOの要望に応じて必要な機能が提供されるよう、これらの機能について、MNOがMVNOに提供することが望ましい旨位置付けるガイドラインの改正案を本年11月からパブリックコメント中。

(参考：イメージ図)

WEB申込みの場合



店舗申込みの場合



③携帯電話の期間拘束・自動更新付契約の在り方の検討等

1. 更新月のプッシュ型通知

- 主要携帯電話事業者が、本年6月から7月にかけて、メールによる更新月のプッシュ型通知を開始。
- 総務省においても、電気通信事業法施行規則の改正案を策定し、プッシュ型通知を制度的に義務付け。（本年11月からパブリックコメント中。施行は平成28年5月21日を予定）。

※ 改正案では、契約の自動更新がされようとする場合に、自動更新しようとする旨、契約の期間、違約金の額などを利用者に事前通知することを、電気通信事業法に基づく提供条件の説明義務として規定。

2. 更新月の延長

- 主要携帯電話事業者において、違約金を支払うことなく解約できる期間（更新月）を1ヶ月から2ヶ月に延長する方向で検討が進められている。

3. 期間拘束・自動更新付契約の在り方

- 総務省の研究会において集中的に検討を行い、本年7月16日にその成果を「一定の方向性」として公表。

※ ICTサービス安心・安全研究会（座長 新美育文明治大学法学部教授）に「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」（主査：同）を設置して検討。本年5月から7月にかけて5回の会合を開催。

- 「一定の方向性」では、「期間拘束が自動更新しないプランを設けることが適当」等の提言がなされ、「事業者が自主的にサービス改善に取り組むことを強く期待する」とされた。
- 主要携帯電話事業者において、上記の「一定の方向性」を踏まえ対応を検討中。